

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得世帯のひとり親に対し、実情を踏まえた生活の支援を行う「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」を支給する。

1 給付金の内容

- ① 給付金対象者
 - ・ 児童扶養手当受給者の方
 - ・ 公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当を受けていない方
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変する等、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方
- ② 給付額 児童1人当たり一律5万円
- ③ 給付対象者数 2,936名
 - (内訳) 児童扶養手当 2,336名
 - 年金受給者 100名
 - 家計急変者 500名
- ④ 給付手続き 基本的に申請は不要だが、年金受給者等の一部は申請が必要
- ⑤ 事業経費等 178,000千円(全額国庫負担(10/10))
 - (内訳) 事業費分 146,800千円
 - 事務費分 31,200千円

2 区民への周知

対象者へは案内通知を送付するとともに、区のホームページと広報紙へ掲載し、区民への周知を図る。(周知時期は以下「スケジュール」のとおり)

3 スケジュール

令和3年4月19日	コールセンター設置委託契約の締結 児童扶養手当受給者へ案内を送付
20日	コールセンター設置、HPで公表
5月1日	広報紙掲載
5月10日	児童扶養手当受給者へ給付金支給
6月1日	年金受給者、家計急変者へ案内を送付
7月15日	年金受給者、家計急変者へ給付金支給